令和 4 年舞鶴市議会 12 月定例会

一般質問資料 [眞下 隆史 議員]

(国民の責務)

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄 物を自らの責任において適正に処理しなければなら ない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の 再生利用等を行うことによりその減量に努めるとと もに、物の製造、加工、販売等に際して、その製 品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困 難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が 困難にならないような製品、容器等の開発を行うこ と、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の 方法についての情報を提供すること等により、その 製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適 正な処理が困難になることのないようにしなければ ならない。
- **3** 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の 減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地 方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備

(国及び地方公共団体の責務)

- 第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たつては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- 2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に 果たされるように必要な技術的援助を与えることに 努めるとともに、当該都道府県の区域内における産 業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処 理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努 めなければならない。
- 3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。
- 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制 し、及びその適正な処理を確保するため、これらに 関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努め なければならない。

(非常災害時における連携及び協力の確保)

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのつとり、 非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ 市役所本庁 1階ロビー 展示中

